令和８年（フ）第２４４号
岩手県八幡平市大更第34地割195番地２
債務者　工藤千香子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４６号
岩手県奥州市水沢星ガ丘町５番22号　星ガ丘ハイツⅠ号棟　202号室
債務者　兒玉　航星
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５１号
盛岡市みたけ六丁目３番44号
債務者　成田　雄輝
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２５５号
盛岡市厨川二丁目18番14―304号
債務者　村上なつみ
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６３号
盛岡市高松四丁目６番７号　ビオラＫＥＩ―Ｂ棟
債務者　壺井　　猛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６４号
盛岡市高松四丁目６番７号　ビオラＫＥＩ―Ｂ棟
債務者　壺井芙美枝
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２６５号
岩手県八幡平市大更第18地割178番地２　グリーンヒルズ八幡平２―304号
債務者　髙寄　京香（旧姓中島、高橋）
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７４号
岩手県滝沢市室小路667番地２　ユーミーミナミＡ101号
債務者　伊東　京子
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第６１号
愛知県一宮市浅井町小日比野字東札子450番地４
債務者　大ノ上光代
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１８４号
愛知県一宮市古見町12番地１　県営両郷住宅２―506号
債務者　澤田　静代
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第４４号
岡山県津山市草加部950番地７
債務者　久常奈津美
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１４０８号
福岡市中央区平尾２丁目１番18―703号　ダイナコートエスタディオ平尾、前住所福岡市中央区今泉２丁目４番25―905号　エルグランド天神
債務者　矢野　香織
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４８９号
福岡市東区若宮５丁目21番４―406号　市営松崎団地　４号棟
債務者　河本妹理果
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１０９号
長崎県佐世保市柚木元町2166番地５
債務者　榮　菜美子（旧姓　林）
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６０号
北海道常呂郡訓子府町東町157番地
債務者　佐野　晴香（旧姓山下）
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目３番１号　エトワール宇都宮第５　304号室
債務者　野際　博史
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８８号
栃木県下野市下古山3366番地３　メゾン・ラフィネⅡ103
債務者　冨田　晃基
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係